

# 路外駐車場の届出に関する手引

## 目 次

1	届出の対象となる路外駐車場	1
2	届出の種類と必要書類	2
3	路外駐車場の構造・設備の基準	4
4	建築物である路外駐車場の構造・設備の基準	8
5	特定路外駐車場の構造の基準	10
6	特殊な装置を用いる路外駐車場	11

### 根拠法令

・ 駐車場法（昭和32年法律第106号）	法第○条第○項
・ 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）	令第○条第○項
・ 駐車場法施行規則（運輸省建設省令第12号）	規則第○条第○項
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成18年法律第91号）	バ法第○条第○項
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（バリアフリー法施行規則）（平成18年国土交通省令第110号）	バ規則第○条第○項
・ 利用円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）	省令第○条第○項

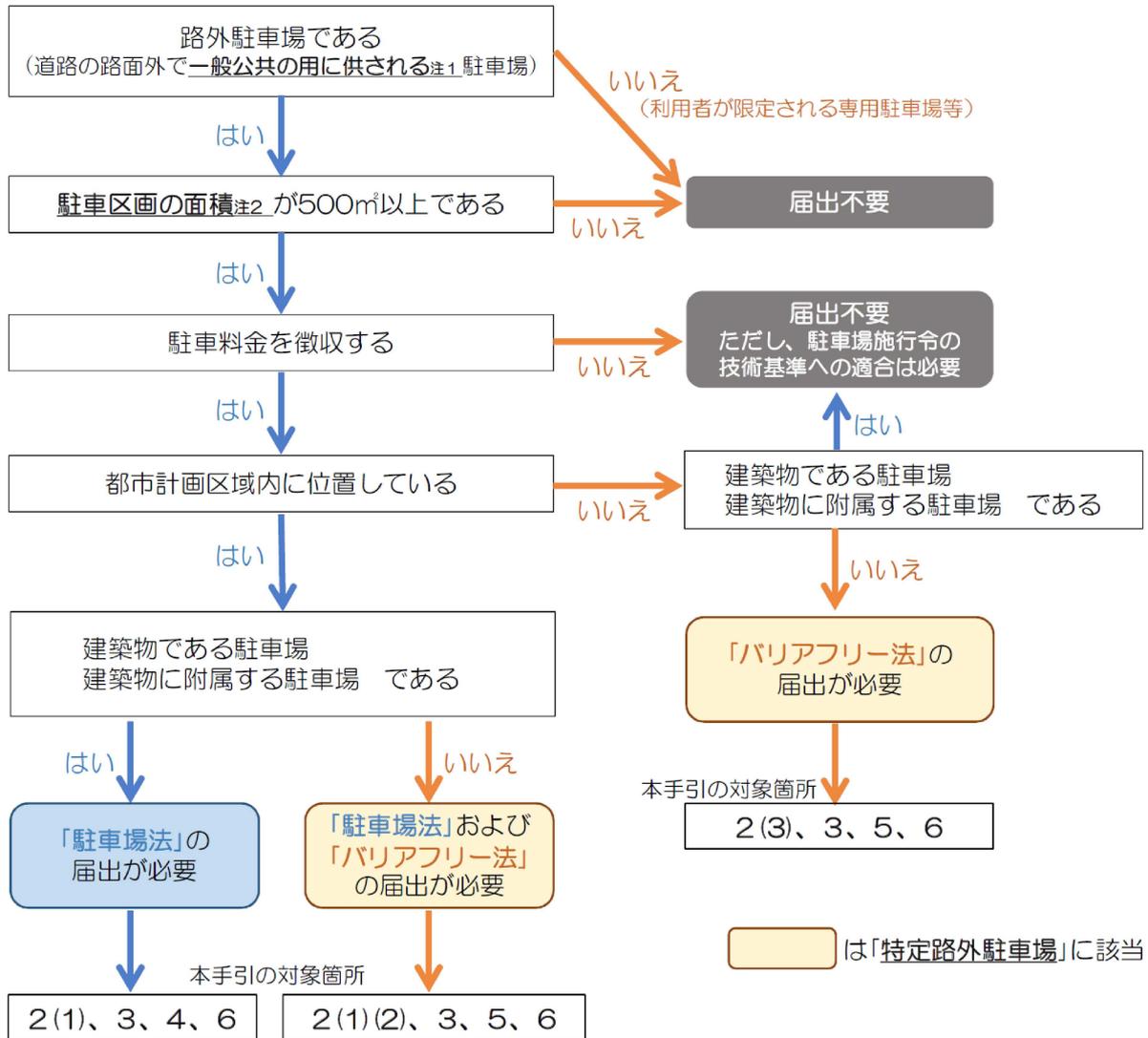
### < 本手引の条文表記 >

令和8年3月

秋田市都市整備部建築指導課

# 1 届出の対象となる路外駐車場

以下のフロー図に係る駐車場を設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、秋田市長（建築指導課）への届出が必要です。



注1 「一般公共の用に供される」

駐車場の利用者が限定されず、一般公衆の自由な利用に供されることをいいます。したがって、特定の人のために供され、それ以外の人利用を認めないものや、月極駐車場などは「一般公共の用に供される」ものに該当しません。なお、時間駐車と月極駐車両方を取り扱うものは「一般公共の用に供される」ものとみなします。

注2 「駐車区画の面積」

車路等を除いた駐車ますの部分の面積であり、車路等と駐車ますとの区別がつかない場合は、合算した面積となります。

なお、特殊装置の場合は、パレットや車箱の面積の合計としますが、面積算定の困難なものについては、以下のとおり算定してください。

- ・自動二輪車のみ駐車装置 : 2.3㎡/台
- ・小型自動車又は軽自動車(自動二輪車を除く。)のみ駐車装置 : 12㎡/台
- ・普通自動車(大型のバス、トラック等を除く。)の駐車装置 : 15㎡/台

(平成26年12月25日国土交通省告示第1191号)

## 2 届出の種類と必要書類

### (1) 駐車場法に規定する「路外駐車場」の場合

#### ア 設置（変更）の届出（法第12条、規則第1条）

路外駐車場管理者は、あらかじめ（工事着手前）、次に掲げる事項を届け出なければなりません。変更時も同様です。

- ① 路外駐車場設置（変更）届出書（別記様式）
- ② 路外駐車場の位置を表示した地形図（縮尺1／10,000以上）
- ③ 次に掲げる事項を表示した平面図（縮尺1／200以上）
  - ・路外駐車場の区域
  - ・路外駐車場の自動車の出口および入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く）
  - ・路外駐車場の附近の道路ならびにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分および橋
- ④ 建築物である路外駐車場にあっては、各階平面図、2面以上の立面図および断面図（縮尺1／200以上）

#### イ 管理規程の届出（法第13条、規則第2条および第3条）

路外駐車場管理者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を明記した管理規程を定め、供用開始後10日以内に届け出なければなりません。変更時も同様です。

- ① 路外駐車場管理規定（変更）届出書（参考様式1）
- ② 路外駐車場の名称
- ③ 路外駐車場管理者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在ならびに代表者の氏名および住所）
- ④ 路外駐車場の供用時間に関する事項（休業日ならびに一日における供用時間の開始および終了の時刻を含むもの）
- ⑤ 駐車料金に関する事項（確定額）
- ⑥ 路外駐車場の供用契約に関する事項（駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むもの）
- ⑦ 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- ⑧ 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

#### ウ 休止等の届出（法第14条）

路外駐車場の全部又は一部の供用を休止、廃止又は再開したときは、10日以内に、路外駐車場廃止（再開）届出書（参考様式2）を提出しなければなりません。

(2) バリアフリー法に規定する「特定路外駐車場」で、駐車場法の届出と一緒に届出を行う場合（バ法第12条、バ法規則第7条第2項）

工事着手前に、(1)の駐車場法の届出書類に加え、次の書類を添付して届け出てください。変更時も同様です。

- ① 路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書類（第2号様式）
- ② 車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図（縮尺1／200以上）

(3) バリアフリー法に規定する「特定路外駐車場」で、駐車場法の届出が不要な場合（単独で届出する場合）（バ法第12条、バ法規則第7条第1項）

工事着手前に次に掲げる事項を届け出てください。変更時も同様です。

- ① 特定路外駐車場設置（変更）届出書（第1号様式）
- ② 路外駐車場の位置を表示した地形図（縮尺1／10,000以上）
- ③ 特定路外駐車場の区域を表示した平面図（縮尺1／200以上）
- ④ 車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図（縮尺1／200以上）

※ (1)および(2)の届出が必要な場合は、原則、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づく手続（協議）も別途必要となります。詳細は同条例をご確認ください。

### 3 路外駐車場の構造・設備の基準

1のフロー図で駐車場法に基づく「路外駐車場」に該当する場合、その構造および設備は、建築基準法などの規定によるほか、次に掲げる技術的基準を満足する必要があります。（法第11条）

#### (1) 自動車の出口および入口（令第7条第1項第1号）

自動車の出口および入口（いずれも車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。）は、次に掲げる道路に設けてはならない。（図-1参照）  
（なお、秋田県建築基準条例第11条にも類似の規定があります。）

##### ① 以下に掲げる道路の部分（道路交通法第44条各号）

- イ 交差点、横断歩道、自動車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ロ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分
- ハ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
- ニ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分および当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- ホ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（運行時間中に限る。）
- ヘ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

##### ② 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分

- ##### ③ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園（平成5年都市公園法改正以前に開設されたもの）、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分
- （当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路および当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側およびその左右20m以内の部分を含む。）

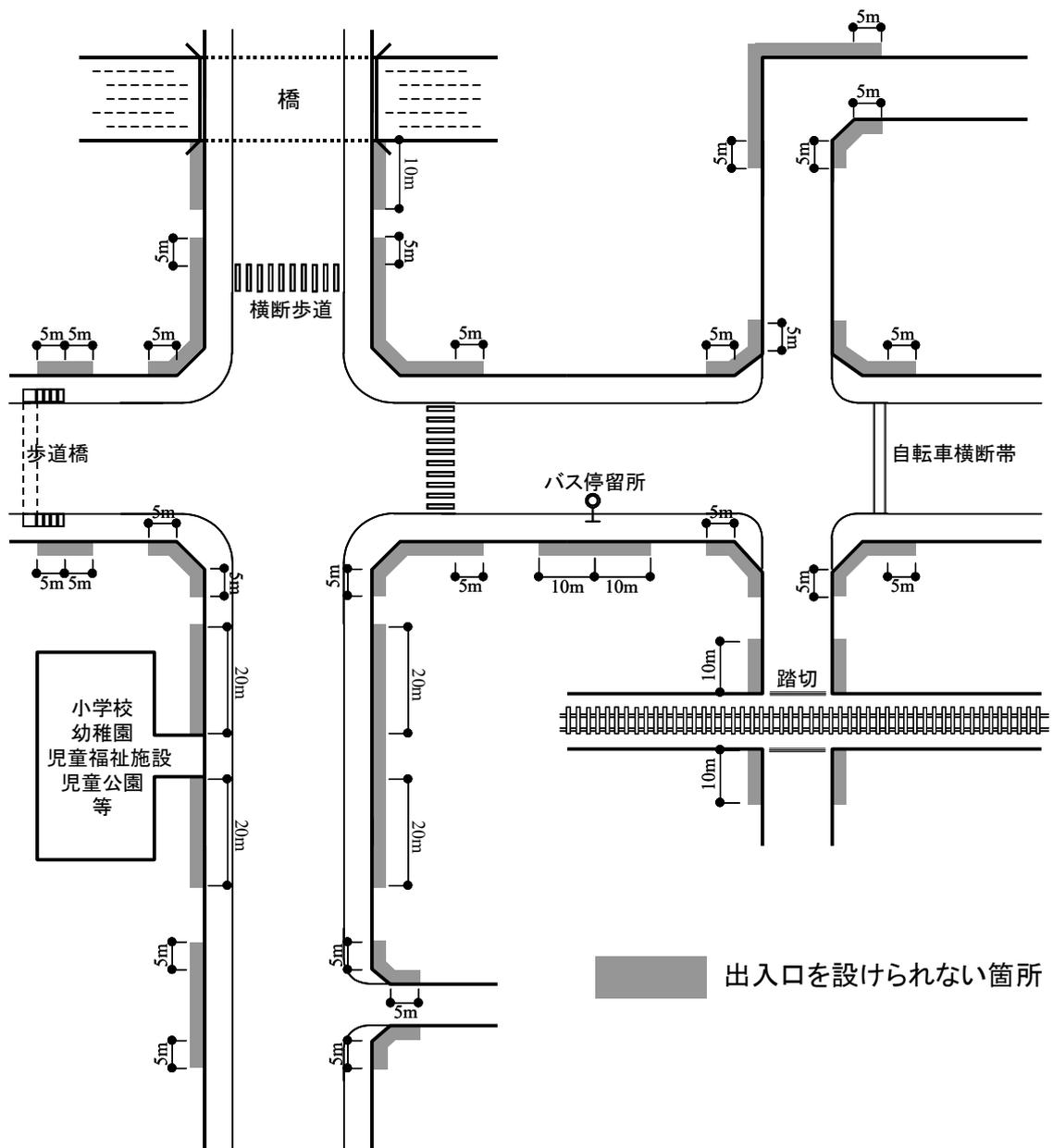
##### ④ 橋

##### ⑤ 幅員が6m未満の道路

##### ⑥ 縦断勾配が10%を超える道路

※ただし、①のイ（交差点の側端およびトンネルに限る。）、ロ、ニ若しくはホ、④又は⑤については、変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が支障ないと認めるものについては、上記は適用しない。

（令第7条第2項）



図一 自動車の出口および入口を設けられない箇所（例）

(2) 前面道路が2以上ある場合（令第7条第1項第2号）

路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

### (3) 出口と入口の分離（令第7条第1項第3号）

自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場にあっては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により当該出口および入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上とすること。（図-2参照）

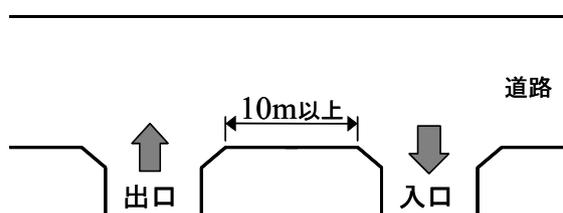


図-2 出口と入口の分離

### (4) 出入口のすみ切り（令第7条第1項第4号）

自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路とのなす角度および切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上とすること。

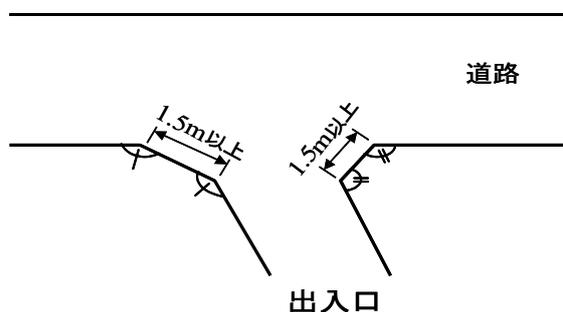


図-3 出入口のすみ切り

### (5) 出口の見透し（令第7条第1項第5号）

自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m（大型自動二輪車および普通自動二輪車（以下「特定自動二輪車」という。）の専用駐車場又は専用出口の場合は、1.3m）後退した自動車の車路の中心上1.4mの高さにおいて、道路の中心

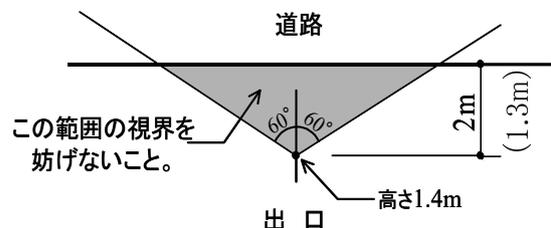


図-4 出口の見透し

線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。（図-4参照）

※(2)～(5)の規定は、自動車の出口および入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。（令第7条第4項）

### (6) 車路の設置（令第8条第1項第1号）

路外駐車場には、自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

(7) 車路の幅員（令第8条第1項第2号）

有効幅員	自動車	特定自動二輪車
両側通行の車路	5.5m以上	3.5m以上
一方通行の車路	3.5m以上	2.25m以上
一方通行の車路で、駐車料金の徴収施設があり、かつ、歩行者が通行しない部分	2.75m以上	1.75m以上

(図-5参照)

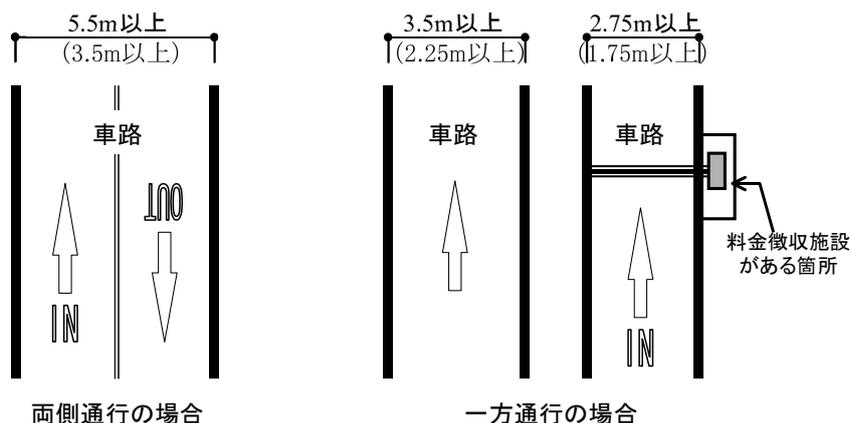


図-5 車路の幅員

(8) 供用時間等の明示（令第17条）

路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間および駐車料金の金額を明示しなければならない。

(参考) 駐車区画の寸法

駐車区画の寸法は、下表の寸法を参考に、車両が安全かつ円滑に出入りできるよう計画してください。

対象車両	幅	奥行き
軽自動車	2.0m以上	3.6m以上
小型乗用車	2.3m以上	5.0m以上
普通乗用車	2.5m以上	6.0m以上
小型貨物車	3.0m以上	7.7m以上
大型貨物車及びバス	3.3m以上	13.0m以上

参考：駐車場設計・施工指針（国土交通省通達）

また、当該路外駐車場が「秋田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に規定する附置義務駐車場である場合は、以下の寸法が必要です。

対象車両	幅	奥行き
一般用	2.5m以上	6.0m以上
車いす利用者用	3.5m以上	6.0m以上

## 4 建築物である路外駐車場の構造・設備の基準

建築物である路外駐車場にあっては、3の基準に加え、次に掲げる技術的基準を満足する必要があります。

### (1) 車路の構造（令第8条第1項第3号）

- ① はり下の高さは、2.3m以上であること。
- ② 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が5m以上（自動二輪車専用駐車場は3m以上）の内法半径で回転できる構造であること。
- ③ 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。
- ④ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

### (2) 駐車のに供する部分の高さ（令第9条）

自動車の駐車のに供する部分のはり下の高さは、2.1m以上でなければならない。

### (3) 避難階段（令第10条）

直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のに供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。

### (4) 防火区画（令第11条）

路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。

### (5) 換気装置（令第12条）

内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。

### (6) 照明装置（令第13条）

次に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- ① 自動車の車路の路面 10ルクス以上
- ② 自動車の駐車のに供する部分の床面 2ルクス以上

(7) 警報装置（令第14条）

自動車の出入りおよび道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

※建築物である路外駐車場で、その部分の床面積が2,000㎡以上となる場合は、バリアフリー法に規定する「特別特定建築物」となり、上記のほか、建築物等利用円滑化基準への適合義務が発生し、確認申請時にチェックを受けます。基準の詳細は、バリアフリー法施行令第18条および第19条をご確認ください。

## 5 特定路外駐車場の構造の基準

1のフロー図でバリアフリー法に基づく「特定路外駐車場」に該当する場合は、3に加え、次に掲げる技術的基準を満足する必要があります。

### (1) 車いす使用者用駐車施設の数（省令第2条第1号）

駐車施設※の数	車いす使用者用駐車施設の設置数
200以下	駐車施設数×2/100（端数切上）以上
200超	（駐車施設数×1/100（端数切上））+2 以上

※普通自動車の駐車のためのもの限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。

### (2) 車いす使用者用駐車施設の設置基準（省令第2条第2号）

- ① 区画の幅は、3.5m以上とすること
- ② 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、同施設の表示をすること。
- ③ (3)の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

### (3) 路外駐車場移動等円滑化経路（省令第3条第1項）

特定路外駐車場の車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

### (4) 路外駐車場移動等円滑化経路の設置基準（省令第3条第2項）

- ① 同経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合はこの限りでない。
- ② 同経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。
- ③ 同経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
  - イ 幅は、120cm以上とすること。
  - ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ④ 同経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
  - イ 幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上とすること。
  - ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものは8分の1を超えないこと。
  - ハ 高さが75cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
  - ニ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

## 6 特殊な装置を用いる路外駐車場

3～5の規定は、特殊な装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が3～5の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合において、適用しません。（令第15条）

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

秋田市長 殿

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称							
2 駐車場の位置							
規          模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル					
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル					
	3	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台	
						特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小計	平方メートル	
					それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
特定自動二輪車 駐車台数 台							
小計						平方メートル	
車路等の面積 (B)		平方メートル					
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台			
				特定自動二輪車 駐車台数 台			
			小計	平方メートル			
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台		
					特定自動二輪車 駐車台数 台		
				小計	平方メートル		
車路等の面積 (D)		平方メートル					

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計	平方メートル					
4 構 造	イ	建築物である部分				
	ロ	建築物でない部分				
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a	特殊の装置の有 無			
		b	特殊の装置に係 る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号		
			特殊の装置の名称等			
	ロ	それ以外の設備				
6	附帯業務のための施設					
7	従 業 員 概 数					
8	供用開始（予定）日					
(注)						
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場管理規程（変更）届出書

令和 年 月 日

（宛先） 秋田市長

路外駐車場管理者の住所

氏名

駐車場法第 13 条の規定により、次のように届け出ます。

1	路外駐車場の名称	
2	路外駐車場管理者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所）	
3	路外駐車場の供用時間に関する事項	
4	駐車料金に関する事項	
5	前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項	
6	路外駐車場の構造上駐車することができない自動車	
7	路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要	

路外駐車場廃止（再開）届出書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市長

路外駐車場管理者の住所

氏名

駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称			
2 駐車場の位置			
3 規 模	イ 区域面積		
	ロ 駐車のために供する部分の面積	建築物である部分	m <sup>2</sup> (駐車台数 台)
		建築物でない部分	m <sup>2</sup> (駐車台数 台)
		計	m <sup>2</sup> (駐車台数 台)
4 構 造	イ 建築物である部分	地上 階/地下 階、建築面積	m <sup>2</sup> 、構造 造
	ロ 建築物でない部分		
5 設 備			
6 廃止（予定）日			

備 考

- 一 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造の別）および避難階数の数を記載すること。
- 二 4のロ欄においては、車路および駐車のために供する部分のみについて記載すること。
- 三 5欄においては、換気装置、照明装置、警報装置その他特殊な設備の概要を記載すること



特定路外駐車場設置（変更）届出書				
年 月 日				
殿 特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。				
1	駐 車 場 の 名 称			
2	駐 車 場 の 位 置			
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車のに供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		b 車路等の面積	平方メートル	
4 必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 <small>こう</small>			
	イ 特殊の装置の有無			
特 殊 の 装 置	ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号		
		b 特殊の装置の名称等		

5 従 業 員 概 数	
6 供用開始（予定）日	

備 考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3の口のa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4の口のa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4の口のb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 移 要 動 な 等 構 造 滑 及 化 び の 設 備 に	路外駐車場車椅子利用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の <sup>こう</sup> 勾配の最大値			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。